政令第三百四十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

理　由

広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区について区域の縮小を行う必要があるからである。